1 生活福祉資金貸付制度の目的

⑴ 個人ではなく「世帯の自立」を支援する制度です

○世帯を支援するためには世帯全体の状況を把握させていただくことが必要です。世帯員の皆様の就労・就学・疾病、収入や家計の支出、負債の状況等をお聞きし、必要に応じて確認いたします。
○生活福祉資金貸付制度（本制度）を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。
○貸付の相談から返済を完了するまでの間、社会福祉協議会の職員が世帯を支援します。
※ただし、資金貸付の「契約」は、借受人個人の方と締結することになります。

⑵ 「貸付が支援になる」と判断される場合に対象とします

○本制度は「貸付事業」であることから、貸付することにより現在困っていることを解決できる一方で、「借金を負う」という世帯にとっての負担が伴います。順調に返済することが難しくなれば、世帯への支援を目的に貸付したものが、世帯への大きな負担となってしまいます。
○そのため、ご相談いただいた時点で、負担の方が大きく、貸付が支援にならないと判断される場合には、貸付はできません。
○他の制度（給付制度等）の利用や分割払い等、本制度以外の方法がある場合には、そちらを優先していただきます。
○世帯の状況が客観的にわかる資料等をご用意いただき、貸付についての「審査」を行います。審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となった場合、その理由は開示いたしません。
○世帯の収入状況については、直近の源泉徴収票や確定申告書により確認させていただきます。源泉徴収票や確定申告書をご用意いただくことが難しい場合には課税証明書や給与明細書等により確認させていただきます。
○世帯に負債（債務）がある場合は、ご事情をおうかがいした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。
※本制度においては、金融機関やカード会社からの借入（リボ払いを含む）、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料の滞納、友人・知人・親族からの借入等を負債（債務）と考えます。

⑶ 生計が維持できており、返済（償還）の見通しが立つ場合に貸付を行います

○本制度においては、世帯が就労収入や公的な給付・手当等、安定した定期的な収入により、世帯の日常生活に必要な支出を賄うことができ、生活費に不足が生じない状況を「生計が維持できる」と考えます。その際、預貯金は定期的な収入とは考えません。
○世帯がこれまで及び今後も生計維持ができ、返済（償還）の見通しが立つ場合に貸付を行います。
○日常的に世帯の生活費が不足しているような場合は貸付を行うことはできません。

⑷ 実情を正しくお話しいただくことが大切です

○本制度は、税金を原資とする公的な貸付制度であり、真に必要性があり、制度の利用が適切と確認できる場合にご利用いただきます。
○また、資金貸付の契約を結び、貸付期間中だけでなく返済が完了するまで、継続的な相談支援をいたします。
○必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活の状況やお困りの実情、今後の生活の希望を正確にお話しいただくことが大切です。本制度をご利用いただくには、世帯の皆様と社会福祉協議会との間で信頼関係を持てることが前提となります。
○虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合や貸付金を利用目的外に使用した場合は貸付金を即時に一括返済していただきます。

⑸ 生活困窮者自立支援制度と連携して支援を行います

○生活困窮者自立支援制度では、経済的にお困りの方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。各区市等の自立相談支援機関が窓口になります。
○世帯の状況に応じて自立相談支援機関につなぐことがあります。